

農薬の審議状況について（暫定基準の観点から）

（平成 22 年 6 月 1 日現在）

1. ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定された農薬

制度導入に伴い設定された暫定基準の見直しに係る食品健康影響評価。

（1）タイムクロックの対象となる未審議剤は、6 剤（評価書案作成中）。

インポートトレランス申請を伴うもの：4 剤
 （グリホサートはデータ所有者が 5 社あり、部会審議が数回必要）
 適用拡大申請を伴うもの：2 剤

（2）現在の審議状況は表 1 及び表 2 のとおり。

表 1. 暫定基準が設定された農薬の審議状況（剤）

暫定基準が設定された全農薬*	評価依頼済み	審議中	評価結果通知済み
5 4 8	2 1 2	1 0 1	1 1 1

*：農薬以外の用途があるものも含む。

表 2. 審議中農薬（1 0 1 剤）の内訳（剤）

通知前	幹事会	総合評価部会		確認評価部会			旧部会	準備中
		第一	第二	第一	第二	第三		
1 0	1 7	4	7	8	4	1	5	4 5

注）・「通知前」10 剤は、幹事会審議終了から評価結果通知前までのもの。

（うち 4 剤：パブコメ対応中）

・「幹事会」17 剤は、部会審議終了後、幹事会未審議のもの又は継続審議のもの。

（うち 2 剤：データの詳細不明のため頓挫、1 剤：抄録の不備を確認中、1 剤：親委員の指摘でストップ）

・各部会 24 剤は、追加資料要求中のもの。

・「旧部会」5 剤は、平成 20 年 3 月以前の旧体制部会での審議。

2. その他の農薬

（1）タイムクロックの対象となる審議剤は以下のとおり。（評価終了剤はまだ無い）

新規登録申請

・現時点では、0。（数剤が評価依頼調整中。）

・1～2 剤／月の申請がある模様。申請から 6 ヶ月後に評価依頼と推定。

適用拡大申請等（食品安全委員会で一度評価済の剤も含む）

・現時点では、8 剤（うち 2 剤はインポートトレランス申請等を伴う）。評価書案作成中。

（2）タイムクロック非対象の審議剤は以下のとおり。

○審議中のもの

新規登録申請

・現時点では、2 剤。追加資料要求中。

適用拡大申請等（食品安全委員会で一度評価済の剤も含む）

・現時点では、6 剤。（うち 1 剤はインポートトレランス申請を伴う）追加資料要求中

○未審議のもの

適用拡大申請等（食品安全委員会で一度評価済の剤も含む）

・現時点では、4 剤。（うち 2 剤はインポートトレランス申請を伴う）評価書案作成中

飼料（食品安全委員会で一度評価済みの剤も含む）

・現時点では、1 剤。評価書案作成中